

令和 8 年 7 月 1 5 日

令和 8 年度独立行政法人農畜産業振興機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、P D C A サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和 8 年度独立行政法人農畜産業振興機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

（１）機構における令和 7 年度の契約状況は、表 1－1 のとおりであり、契約件数は 226 件、契約金額は 176 億円である。このうち、競争性のある契約は 185 件（81.9%）、174 億円（98.8%）、競争性のない随意契約は 41 件（18.1%）、2 億円（1.2%）となっている。

前年度と比較して件数、金額はともに減少している。その主な要因は、①少額随意契約の基準額引上げに伴い競争性のある契約及び競争性のない随意契約から少額随意契約に移行したこと、②指定乳製品の輸入数量の減少に伴い取引金額の減少によるものである。

表 1－1 令和 7 年度の機構の調達全体像

（単位：件、億円）

	令和 6 年度		令和 7 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札	(58.4%) 174	(96.5%) 255	(64.2%) 145	(98.3%) 173	(△ 16.7%) △ 29	(△ 32.1%) △ 82
企画競争・公募等	(12.4%) 37	(0.3%) 1	(17.7%) 40	(0.5%) 1	(8.1%) 3	(8.2%) 0
競争性のある契約（小計）	(70.8%) 211	(96.8%) 256	(81.9%) 185	(98.8%) 174	(△ 12.3%) △ 26	(△ 32.0%) △ 82
競争性のない随意契約	(29.2%) 87	(3.2%) 8	(18.1%) 41	(1.2%) 2	(△ 52.9%) △ 46	(△ 75.3%) △ 6
合 計	(100.0%) 298	(100.0%) 264	(100.0%) 226	(100.0%) 176	(△ 24.2%) △ 72	(△ 33.3%) △ 88

（注 1）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注 2）比較増△減の（ ）書きは、令和 7 年度の対令和 6 年度伸率である。

なお、表 1－2 のとおり、少額随意契約の基準額変更にあわせて令和 6 年度の契約実績を補正すると、前年度と比較して契約件数は 2 件の減少となり、契約金額は 85 億円の減少となる。契約金額の主な減少要因は 1.（１）と同様に指定乳製品の輸入数量の減少に伴い取引金額の減少したものである。

表 1-2 令和 7 年度の機構の調達全体像

(令和 7 年 4 月改正の少額随意契約の基準額変更に伴い、令和 7 年度との比較対照のため令和 6 年度を補正)

(単位：件、億円)

	令和 6 年度		令和 7 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札	(89.7%) 159	(96.8%) 255	(64.2%) 145	(98.3%) 173	(△ 8.8%) △ 14	(△ 32.1%) △ 82
企画競争・公募等	(16.2%) 37	(0.3%) 1	(17.7%) 40	(0.5%) 1	(8.1%) 3	(8.2%) 0
競争性のある契約 (小計)	(86.0%) 196	(97.1%) 256	(81.9%) 185	(98.8%) 174	(△ 5.6%) △ 11	(△ 32.0%) △ 82
競争性のない随意契約	(14.0%) 32	(2.9%) 8	(18.1%) 41	(1.2%) 2	(28.1%) 9	(△ 75.3%) △ 6
合 計	(100.0%) 228	(100.0%) 263	(100.0%) 226	(100.0%) 176	(△ 0.9%) △ 2	(△ 33.3%) △ 88

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の () 書きは、令和 7 年度の対令和 6 年度伸率である。

(2) 機構における令和 7 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のとおりであり、契約件数は 46 件 (24.9%)、契約金額は 11 億円 (6.5%) である。

前年度と比較して件数及び金額が増加している。その主な要因は、調査委託業務が 3 件増、システム関係で 3 億円増によるものである。

表 2 令和 7 年度の機構の一者応札・応募状況

(単位：件、億円)

		令和 6 年度		令和 7 年度		比較増△減
2 者以上	件数	167	(79.1%)	139	(75.1%)	△ 28 (△ 16.8%)
	金額	250	(97.8%)	163	(93.5%)	△ 88 (△ 35.0%)
1 者以下	件数	44	(20.9%)	46	(24.9%)	2 (4.5%)
	金額	6	(2.2%)	11	(6.5%)	6 (100.7%)
合 計	件数	211	(100.0%)	185	(100.0%)	△ 26 (△ 12.3%)
	金額	256	(100.0%)	174	(100.0%)	△ 82 (△ 32.0%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争入札 (一般競争、指名競争、企画競争、公募) を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の () 書きは、令和 7 年度の対令和 6 年度伸率である。

(3) 令和 7 年度より少額随意契約の基準額が引上げられたことに伴い、新たに少額随意契約の対象となる案件を個別に把握するとしたところ。

少額随意契約の基準額引上げ前後の比較は表 3 のとおりであり、新たに少額随意契約の対象となる案件 (100 万円～200 万円) の契約件数は 22 件、契

約金額は0.4億円であった。

表3 令和7年度の少額随意契約の実績

(単位：件、億円)

		令和6年度	令和7年度	比較増△減
100万円～ 200万円	件数	16 (1.0%)	22 (1.3%)	6 (37.5%)
	金額	0.2 (12.0%)	0.4 (16.9%)	0.1 (49.4%)
100万円 未満	件数	1,627 (99.0%)	1,622 (98.7%)	△5 (△0.3%)
	金額	1.8 (88.0%)	1.8 (83.1%)	0.0 (0.4%)
合 計	件数	1,643 (100.0%)	1,644 (100.0%)	1 (0.1%)
	金額	2.0 (100.0%)	2.1 (100.0%)	0.1 (6.3%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 令和7年度の少額随意契約の基準に照らして、調達実績(件数及び金額)を記載。

ただし、令和6年度における100万円～200万円の調達実績は当時の基準では少額随意契約ではないが、契約金額で抽出した調達実績を参考値として記載。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和7年度の対令和6年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状を踏まえ、競争性のある契約の拡大に向けて、以下の取組の実施に努める。

(1) 一者応札の解消

これまで、入札時期の前倒し、公告期間の延長、ICT技術支援者から助言を得た上でのシステム仕様書等の開示、調達情報のメルマガ配信や機構ホームページでの今後の入札予定の掲載のほか、各部への一者応札解消に取り組む専任担当者の設置、専任担当者等を集めた会議等を通じた周知徹底及び優良事例の情報共有、前年度に一者応札となったものと同様の内容の入札を行う場合における一者応札解消チーム(ヘッド：経理部長)による仕様書の改善に係る点検等を行い、競争参加者の増加に向けた取組を行ってきたところである。

併せて、一者応札となった入札のうち入札説明会に複数者が参加したものについてアンケート調査を実施し、その結果について、回答者の機密に関連するものを除き、原則として四半期に1回イントラに掲載し、機構内で情報共有を行うことにより、一者応札の回避に役立ててきた。

令和8年度においては上記の取り組みを引き続き実施する。

(2) 競争入札の拡大

- ① 入札の競争性・透明性を確保し、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものに限定するとの方針を徹底するため、機構内に設置された随意契約等審査委員会による審査、総合評価落札方式の実施、外部の有識者等で構成する契約監視委員会による点検・審議等により引き続き取り組む。

- ② 仕様要件を満たす者が一者に限られると考えられるために契約相手先を特定して随意契約を行おうとする場合においても、他の供給者の入札参加意思の有無を確認する参加確認型公募を原則として実施する取組を引き続き行う。
- ③ 総合評価落札方式及び企画競争による調達を行う際の入札等の審査において、中立性、公正性をより一層確保するため、技術提案書等に記載されている入札参加者の名称等（担当者やその所属、ロゴマークなど入札参加者の名称や氏名が事実上分かるものを含む。）にマスキング（墨塗り等で伏せること。）を行う取組を引き続き行う。

（３）官公需法に基づく価格転嫁等対策の実施

「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」（令和８年４月６日賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ公表）に定められた以下の事項を推進する。

- ① 発注に当たって作成する予定価格への最新の実勢価格の反映
- ② すべての対象契約に低入札価格調査制度を導入
- ③ 契約期間中に発生した労務費、原材料費、エネルギーコスト等上昇への対応
- ④ 契約書ひな形へのコンテンツ版バイ・ドール条項の設定
- ⑤ 発注を行う際に必要に応じて分離・分割発注の実施の検討

（４）その他

内閣府が定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成 28 年 3 月 22 日）による要請に基づき、総合評価落札方式及び企画競争による調達を行うときは、国の取組内容に準拠し、法令に基づく認定（えるぼし認定、くるみん認定、ユースエール認定）を受けた企業等を加点評価する基準を設定する取組を、令和 8 年度においても、引き続き実施する。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

（１）随意契約に関する厳正な事前審査等

新たに随意契約（少額随意契約を除く。）を締結することとなる案件については、事前に随意契約等審査委員会に付議し、独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（以下「契約事務細則」という。）に定める「随意契約によることができる事由」に合致しているか否か、また、随意契約による場合であっても、参加確認型公募を実施すべきか等、より競争性のある調達手続が採用できないかの観点から審査を行う。

【令和 7 年度随意契約等審査委員会への諮問件数等】

随意契約審査委員会開催数：12 回

随意契約：27 件

(うち企画競争・公募：8件)

(2) 適正な契約事務の徹底のための取組

職員に対して、関連規程、過去における不適切な事例、個人情報の取扱い等を含む契約事務に関する研修を引き続き実施し、調達等に対する周知を着実に実施する。

また、入札・契約の適正な実施を推進するため、監事に対して、毎月、所定の様式により契約状況を報告するとともに、期末監事監査において入札・契約の点検・確認を受ける。

さらに、契約監視委員会の審議結果について理事長に報告するとともに、随意契約等審査委員会の審査結果を含む契約全体の状況等について四半期ごとに理事長及び監事に報告し、点検・確認を受ける。

また、契約の相手方が特定される随意契約案件であっても、価格の見積根拠等の精査を推進する。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告した上で、主務大臣による評価結果をその後の調達等合理化計画の策定・改定等に必要に応じ反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 随意契約等審査委員会の活用

本計画に定める各事項を着実に実施するため、経理担当理事を委員長とする随意契約等審査委員会を活用することとする。

委員長	経理担当理事
メンバー	総務部長、経理部長、経理部考査役及び総務広報課長

(2) 契約監視委員会による審議

契約監視委員会は、本調達等合理化計画の策定・改定及び自己評価の点検を行うとともに、①競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由が妥当か、及び一般競争入札等への移行ができないか、②一般競争入札等による場合であっても真に競争性が確保されているといえるか、③一者応札となっている案件について改善方策が適当か、等を審議するとともにその概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、機構のホームページにて公表するものとする。